

令和三年法律第八十号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 共済事業等

第三節 認可（第三条・第六条）

第四節 業務（第七条・第十六条）

第五節 監督（第二十五条・第三十六条）

第六節 共済契約の移転等（第三十七条・第四十条）

第七節 解散等（第四十一条・第五十三条）

第八節 共済募集（第五十四条・第五十五条）

第九節 雜則（第五十六条・第六十四条）

第十節 罰則（第六十五条・第七十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者の福祉の増進に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「中小事業主」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 常時使用する労働者の数が三百人以下である事業主
- 二 資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業主
- 三 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの
- 四 前三号に掲げるものの準ずるものとして厚生労働省令で定めるもの
- 五 この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、前項第一号又は第二号に掲げる者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人その他他の団体であるときは、その代表者）をいう。
- 六 この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第一項第一号に規定する業務災害及び同項第三号に規定する通勤災害をいう。
- 七 この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）のうち、労働災害に相当する災害をいう。
- 八 この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいう。
- 九 この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業をいう。
- 十 この法律において「共済事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業であつて、当該事業に係る共済契約が次の各号に適合するものをいう。
- 十一 共済契約者が中小事業主であること。
- 十二 共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えないこと。
- 十三 共済期間が一年を超えないこと。
- 十四 この法律において「共済団体」とは、次条の認可を受けて共済事業を行う者をいう。

第二章 共済事業等

（認可） 第一節 認可

第三条 前条の規定により同条の一般社団法人又は一般財團法人が行うことができる共済事業は、百五号）第三条第一項の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

第四条 前条の規定により同条の一般社団法人又は一般財團法人が行うことができる共済事業は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業とする。

第五条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第六条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第七条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第八条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第九条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十一条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十二条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十三条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十四条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十五条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十六条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十七条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十八条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第十九条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十一条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十二条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十三条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十四条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十五条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十六条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十七条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十八条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第二十九条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十一条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十二条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十三条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十四条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十五条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十六条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

第三十七条 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財團法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

ト

- (これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財团法人
- （1）理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財团法人
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これがに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- （2）禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- （3）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- （4）法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）において同じ。）が第三十四条若しくは第三十五条の規定により第三条の認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可（当該認可に類する許可その他の行政处分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事又は監事であった者（これらに類する役職にあった者を含む。）で、その取消しの日から五年を経過しない者
- （5）第三十四条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事（これらに類する役職にあった者を含む。）で、その取消しの日から五年を経過しない者
- （6）法人が、保険業法第二百三十三条若しくは第二百三十四条の規定により同法第三条第一項の免許を取り消され、同法第二百五条若しくは第二百六条の規定により同法第二百八十五条第一項の免許を取り消され、同法第二百三一条若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項の免許を取り消され、若しくは同法第二百七十二条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政处分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であった者（これらに類する役職にあった者を含む。）で、その取消しの日から五年を経過しない者
- （7）保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消され、又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政处分を含む。）を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者
- （8）保険業法第二百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、同法第二百五条若しくは第二百三十二条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、同法第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた日本に類する役職にあった者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者

- 二 申請者が、共済事業を的確に遂行するために必要な基準として厚生労働省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。
- 三 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。
- 四 申請者の行う労働災害等防止事業が、厚生労働省令で定める基準を満たすものであること。
- 五 他に行う事業が、共済事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。
- 六 前条第二項第二号に掲げる書類に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること。
- ロ 共済契約の内容に関し、特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
- 二 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
- ホ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
- ヘ その他厚生労働省令で定める基準
- 七 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用者その他の厚生労働省令で定める当該申請者の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 八 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして厚生労働省令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。
- 九 申請者が、その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この号において同じ。）について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該申請者の経理の状況その他の事情を考慮して、不适当に高額なものとならないような文給の基準を定め、当該基準を公表していること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、共済契約者等の保護及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の効果的な防止のために必要な基準として厚生労働省令で定める基準
- 第二節 業務
- （標識の掲示等）
- 第七条** 共済団体は、厚生労働省令で定める様式の標識について、事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
- 2 共済団体以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。
- 第八条** 共済団体は、自己の名義をもつて他人に共済事業を行わせてはならない。
- 第九条** 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める者は、理事又は監事となることができない。
- 2 共済団体の常務に従事する理事は、他の共済団体又は会社の常務に従事する場合には、行政庁の承認を受けなければならない。

3 行政庁は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該申請に係る共済団体の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

(事業の範囲)

第十一条 共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

- 2 共済団体は、前項の規定により行う事業のほか、他の事業を行なうことができない。ただし、当該共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実に行なうにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる事業について、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 第三条の認可の申請書に申請者が第一項の規定により行う事業以外の事業を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が当該認可を受けたときには、当該事業を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(資産運用の制限)

第十二条 共済団体は、共済掛金として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の厚生労働省令で定める方法によらなければならない。

- 2 共済団体は、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。
- 3 前項に定めるところによるほか、共済団体の同一人（当該同一人と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。）に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。
- 4 共済団体が子会社その他の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者（以下この項及び第三十三条第一項において「子会社等」という。）を有する場合には、当該共済団体及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、合算して厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。
- 5 前項の「子会社」とは、共済団体がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、当該共済団体及びその一若しくは二以上の子会社又は当該共済団体の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該共済団体の子会社とみなす。

(業務運営に関する措置)

第十三条 共済団体は、その共済事業に係る業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明、当該業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、当該業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等)

- 2 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の利用者との間で行なう取引又は行為のうち前号に掲げるものの準ずる取引又は行為で、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして厚生労働省令で定める取引又は行為
- 1 当該特定関係者との間で行なう取引で、当該共済団体の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行なう資産の売買その他の取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の利用者との間で行なう取引又は行為のうち前号に掲げるものの准ずる取引又は行為で、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして厚生労働省令で定める取引又は行為

(苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十五条 共済団体は、共済事業に關し次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 共済契約者等からの苦情の処理の業務に從事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に關する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める措置と又はこれに準るものとして厚生労働省令で定める措置
- 2 共済契約者等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に關する法律（平成十六年法律第五十一年）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置

(子会社保有の制限)

第十六条 共済団体は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、共済団体による子会社の保有について、当該共済団体の行なう共済事業の健全かつ適切な運営又は共済契約者等の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない。

(第三節 経理)

(業務報告書)

第十七条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に關する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、その事務所（専ら共済事業に係る業務以外の業務の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。第三項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条 共済団体は、共済事業（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

規定期の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 共済団体は、第一項に規定する事項のほか、利用者が当該共済団体の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。
- 1 共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること。
- 2 共済事業に係る会計に属する資産を担保に供して他の事業に係る会計に属する資金を調達すること。

三 前二号に掲げるもののほか、共済事業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として厚生労働省令で定める行為を行うこと。
 (事業費等の償却)

第二十条 共済団体は、当該共済団体の成立後の最初の五事業年度の事業費に係る金額その他厚生労働省令で定める金額を、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、当該共済団体は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該共済団体の成立後十年以内に償却しなければならない。

(契約者割戻し)
第二十一条 共済団体は、契約者割戻し(共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。次項において同じ。)を行なう場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として厚生労働省令で定める基準に従い、行われなければならない。

2 契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(価格変動準備金)

第二十二条 共済団体は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産(次項において「株式等」という。)について、厚生労働省令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が株式等の売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額の填補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金)

第二十三条 共済団体は、毎事業年度末において、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項に定めるもののほか、共済契約を再共済に付した場合における当該共済契約に係る責任準備金の積立てその他責任準備金の積立てに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支払準備金)

第二十四条 共済団体は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合において、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、支払準備金を積み立てなければならない。

2 前項の支払準備金の積立てに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(第四節 監督)

第二十五条 共済団体は、第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の認可を受けなければならない。ただし、

厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 共済団体は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 行政庁は、第一項の認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 第五条第一項第四号に掲げる事項 第六条第二号、第三号、第六号イからヘまで、第七号、第八号及び第十号に掲げる基準

二 第五条第一項第五号に掲げる事項 第六条第四号、第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる基準

三 第五条第一項第六号に掲げる事項 第六条第五号及び第十号に掲げる基準

(共済規程に定めた事項の変更)

第二十六条 共済団体は、第五条第二項第二号に掲げる書類に定めた事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の認可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 共済団体は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 行政庁は、第一項の認可の申請があつたときは、第五条第二項第二号に掲げる書類に定めた事項について、第六条第六号イからヘまでに掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(定款の変更の認可)

第二十七条 共済団体の目的、事務所の所在地その他共済事業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(届出事項)

第二十八条 共済団体(第四号に掲げる場合においては、共済団体又は届出に係る共済代理店(共済団体の委託を受けて、当該共済団体のために共済募集(共済契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下同じ。)を行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつて、当該共済団体の社員又は役員若しくは使用者でないもの)をいう。同号及び第四章において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第三条の認可を受けて共済事業を開始したとき。

二 その子会社が子会社でなくなったとき(第三十八条において読み替えて準用する保険業法第二百四十二条の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)。

三 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。

四 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

五 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

(報告又は資料の提出)

第二十九条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、共済団体に対し、その業務又は財産の状況に係る報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該共済団体の子法人等(子会社その他共済団体がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は当該共済団体から業務の委託を受けた者に対し、当該共済団体の業務又は財産の状況に係る参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 共済団体の子法人等又は当該共済団体から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に係る質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めることは、その必要の限度において、当該職員に、共済団体の子法人等若しくは当該共済団体か

ら業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該共済団体に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 共済団体の子法人等又は当該共済団体から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

4 第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(健全性の基準)

第三十一条 行政庁は、共済団体に係る次に掲げる額を用いて、共済団体の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一 基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十一条に規定する基金をいう。第四十七条第四項において同じ。）、準備金その他の厚生労働省令で定めるものの額の合計額

二 共済規約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

(共済規程に定めた事項の変更命令)

第三十二条 行政庁は、共済団体の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、その必要の限度において、第五条第二項第二号に掲げる書類（業務の停止等）

第三十三条 行政庁は、共済団体の業務若しくは財産又は共済団体及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該共済団体の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む。）であつて、共済団体の共済金等等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、共済団体の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければならない。（認可の取消し等）

第三十四条 行政庁は、共済団体が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止若しくは理事、監事若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第三条の認可を取り消すことができる。

一 第六条第一号イからハまで、ホ又はヘに該当することとなつたとき。

二 第六条第二号から第四号まで又は第七号から第九号までに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 不正の手段により第三条の認可を受けたとき。

四 法令、法令に基づく行政庁の処分又は第五条第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

五 当該認可に付された条件に違反したとき。

六 公益を害する行為をしたとき。

第三十五条 行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該共済団体の第三条の認可を取り消すことができる。

(認可取消団体に係る措置)

第三十六条 共済団体が前二条の規定により第三条の認可を取り消された場合においては、当該共済団体であつた者（次項及び第三項において「認可取消団体」という。）は、速やかに、他の共済団体との契約により、その業務及び財産の管理を行う共済契約を移転し、又は当該共済契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならぬ。

2 認可取消団体は、前項の規定による共済契約の移転又は共済契約に係る業務及び財産の管理の委託がなされるまでの間は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、第三条の認可を取り消された日以前に引き受けた共済契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

3 前項の規定により第三条の認可を取り消された日以前に引き受けた共済契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消団体（次項において「共済契約管理団体」という。）は、共済団体とみなし、第二十九条、第三十条、第三十三条第一項、第三十四条（第三号及び第五号を除く。）及び前条の規定、次条において読み替えて準用する保険業法第二編第七章第一節（第百三十七条规定並びに第四十条、第四十五条（第二項第二号を除く。）及び第六十条の規定を適用する。第一項ただし書及び第五項、第百三十八条、第百四十条第二項ただし書並びに第百四十二条を除く。）の規定、第三十八条において読み替えて準用する同法第四十二条の規定、第三十九条において読み替えて準用する同法第二編第七章第三節（第百四十八条第三項及び第四項を除く。）

の規定並びに第四十条、第四十五条（第二項第二号を除く。）及び第六十条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し
第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し
第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し
第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し
第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し	第三十四条の前見出し

第三十五条	第三十五条	第三十五条	第三十五条
第三十五条	第三十五条	第三十五条	第三十五条
第三十五条	第三十五条	第三十五条	第三十五条
第三十五条	第三十五条	第三十五条	第三十五条
第三十五条	第三十五条	第三十五条	第三十五条

第三十六条	第三十六条	第三十六条	第三十六条
第三十六条	第三十六条	第三十六条	第三十六条
第三十六条	第三十六条	第三十六条	第三十六条
第三十六条	第三十六条	第三十六条	第三十六条
第三十六条	第三十六条	第三十六条	第三十六条

第五節 共済契約の移転等

(共済契約の移転に係る保険業法の規定の準用)

第三十七条 保険業法第二編第七章第一節（第百三十七条第一項ただし書及び第五項、第百四十条第二項ただし書並びに第百四十二条を除く。）の規定は、共済団体の共済契約の移転について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

移転会社	移転先会社	移転会社	移転先会社
移転会社	移転先会社	移転会社	移転先会社

				三百三十六条
第一項	第一項	第三項	第三項	商業登記法第十八條、第十九條
第一百四十九条第一項	第一百四十八条第一項	第一百四十七条	第一百四十六条第一項	一般社團法人及び一般財團法人に関する法律第
株主総会等	保険契約	この法律	株主総会等	(申請書の添付書面)及び第四百三十三百三十七条に定める書類並びに同法第三百三十
社員総会等	共済契約	中小事業主が行う事業に從事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律	社員総会等	六条(添付書面の通則)(これら条において準用する商業登記法第十八條及び第六十七条规定を第六十七条规定において準用する場合を含む。)

(受託団体の代理権等)

第四十条 会社法第十一條第一項及び第三項の規定は、前条において読み替えて準用する保険業法第一百四十四条第一項に規定する受託団体について準用する。この場合において、会社法第十一條

第一項中「会社」とあるのは「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第三十九条において読み替えて準用する保険業法第百四十四条第二項に規定する委託団体」と、「事業」とあるのは「共済事業に係る業務及び財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

用する保険業法第百四十四条第一項に規定する委託団体について準用する。この場合において一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十一条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第三十九条において読み替えて準用する保険業法第百四十四条第一項に規定する受託団体」と読み替えるものとする。

第三章 解散等

第四十一条

百二十九条第一項の規定の適用については、同法第四十八条中「次に」とあるのは、「第二号から第七号までに」と、同項中「次に」とあるのは、「第三号から第六号までに」とする。
〔解説〕

(解散等の認可)
第四十二条 次に掲げる事項は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
一 共済団体の解散についての社員総会の決議

二 共済事業の廃止についての社員総会又は評議員会の決議
三 共済団体を全部又は一部の当事者とする合併（第四十五条第一項の合併を除く。次項において同じ。）

2 行政府は、前項の認可の申請があつたときは、当該決議に係る解散若しくは共済事業の廃止又は当該合併が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるかどうかを審査しなければ

3 なう。この場合、合意の文書には、この規約が適用される旨の記載がなければ、規約の内容が適用されない。

（解散等の公告）
第四十三条 共済団体は、前条第一項の認可を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告しなければならない。
（除く。）が行う共済事業に係る共済契約（当該申請の日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める共済契約を除く。）がある場合には、同項の認可をしないものとする。

保険契約者	内閣府令 保険契約	会社法合併会社
共済契約者 合併共済団体	厚生労働省令 共済契約	会社法第七百四十九条
第一条	第二百六十五条 第一項	前項の規定により保険業法の規定を共済団体の合併について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第二项	第二百六十四条 第一項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二条
第三项	第二百六十五条 第二項	（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十七条第一項第二号又は第三号に掲げる方法をその公告方法として定めている場合に限る。）により公告し、又は知っている債権者に各別に催告しなければ
第四项	第二百六十五条 第三項	共済団体又は共済団体以外の一般社団法人若しくは一般財団法人及び
第五项	第二百六十五条 第四項	

より読み替えて適用する場合」という。) を含む。以下この房におハて同じ。)

第二項第二

共済団体又は同号に規定する共済団体以
商号
名称

より読み替えて適用する場合」という。) を含む。(以下この号において同じ。)
五分の一(第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分
五分の一

第百六十五条の二二十四第六項 同項

三 第四十四条 労働災害等に係る共済事業に関する法律

商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六一般社団法人及び一般財團法人に関する
条これらの規定を第六十七条において準用法律第三百十七条及び三百二十三条に

する場合を含む)一並ては同法第八十一条(新定める書類並ては同法第三百三十条における場合を含む)設合併の登記)次項において準用する場合をいて準用する商業登記法第十八条及び第

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十八条、第二百五十二条及び第二百五十一条の規定は、前二項において堺々替えて準用する保育業法第二百六十五条の二十四第一項に規定する。

の合併共済団体について、適用しない。
第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百六十五條の二十四（第九項を除

政府による清算人の選任及び解任)

余第一項の規定により清算人となる者がないとき及び共済団体が同法第二百六条第二号又は第三百一十九条第一項に掲げる場合に該当することとなつたものであるときは利害関係人の請求により又は職権

清算人を選任する。一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百九条第二項から第四項までの規定は、共済

次に掲げる者は、清算をする共済団体の清算人となることができない。
皮蓬手賃開台の決定を受けて復讐を尋ねる者又は外國の法令上これと同様に取り及つて、

心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める者

同法第六十五条第一項第三号の規定については、同号中「この法律」とあるのは、「中華人民共和国法人及び一般財団法人に関する法律」第二百九条第五項において準用する同法第六十五条第一項第三号の規定については、

行政官は、第一項又は第七項の規定により清算人を選任する場合は、その清算人のうちから清

に係る一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「清算共済団体」という。）を代する清算人を定めることができる。

（行政方が選任した者を除く）は、その就職の日から一週間以内に次に掲げる事項を政庁に届け出なければならない。

青算人の氏名及び住所
ける場合に該当することとなつた清算共済団体にあつては、その旨及びその年月日

行政庁は、共済団体の清算の場合において、重要な事由があると認めるときは、清算人を解任することができる。この場合において、行政庁は、清算人を選任することができる。

- 8 共済団体の清算の場合における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第二項から第四項までの規定により裁判所」とあるのは「行政庁」と、同条第三項中「清算人」とあるのは「清算人（行政庁が選任した者を除く。）」とする。

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百二十六条第一項及び第三項並びに第三百二十七条第一項の規定は、行政庁が選任した清算人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第七項の規定により行政庁が清算人を解任する場合においては、行政庁は、清算共済団体の主たる事務所の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

（行政庁の選任する清算人の報酬）

第四十九条 前条第一項又は第七項の規定により選任された清算人は、清算共済団体から報酬を受けることができる。

2 前項の報酬の額は、行政庁が定める。

（決算書類等の提出）

第五十条 清算共済団体の清算人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百一十五条第三項、第二百三十三条第二項又は第二百四十二条第三項の規定により社員総会又は評議員会においてこれらの規定に規定するものについて承認を得たときは、遅滞なく、これらの規定に規定するもの（電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、厚生労働省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面）を行政庁に提出しなければならない。

（解散後の共済契約の解除）

第五十一条 共済団体が、第四十一条の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第三号、第四号若しくは第七号若しくは第二百二十二条第一項第三号若しくは第六号に掲げる事由によつて解散したとき又は同条第二項若しくは第三項の規定によつて解散したときは、共済契約者は、将来に向かつて共済契約の解除をすることができる。

2 前項の場合において、共済契約者が同項の規定による共済契約の解除をしなかつたときは、当該共済契約は、解散の日から三月を経過した日にその効力を失う。

3 前二項の場合においては、清算共済団体は、被共済者のために積み立てた金額、未経過期間（共済契約に定めた共済期間のうち、当該共済契約が解除され、又は効力を失つた時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する共済掛金その他厚生労働省令で定める金額を共済契約者に払い戻さなければならない。

（債権申出期間中の弁済の許可）

第五十二条 共済団体の清算の場合における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十四条の規定の適用については、同条第二項中「裁判所」とあるのは「行政庁」とする。

（清算の監督命令）

第五十三条 行政庁は、共済団体の清算の場合において、必要があると認めるときは、当該清算共済団体に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 第二十九条第一項並びに第三十条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の場合において、行政庁が清算共済団体の清算の監督上必要があると認めるときにについて準用する。

（第四章 共済募集）

（共済募集の制限）

第五十四条 共済団体の社員若しくは役員（代表権を有する役員及び監事を除く。）若しくは使用者又は第二十八条第四号の届出がなされた共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者がその所属共済団体（共済募集に係る共済契約に係る共済事業を行う共済団体をいう。次条において同じ。）のために共済契約の締結の代理又は媒介（共済代理店である銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）その他の政令で定め

2 税金等は、他の法律の規定にかかるらず、第二十八条第四号の届出を行つて共済募集を行つてはならない。

(認可等の条件)

第五十七条 行政庁は、この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。

第五十八条 共済団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条の認可は、その効力を失う。

一 第四条第一項の共済事業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立又は合併（当該合併により共済団体を設立するものに限る。）を無効とする判決が確定したときを含む。）。

三 共済契約の全部に係る共済契約の移転をしたとき。

四 当該認可を受けた日から六月以内に第四条第一項の共済事業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。）。

（行政庁の告示）

第五十九条 次に掲げる場合には、行政庁は、その旨を官報又は公報で告示するものとする。

一 第三十三条第一項又は第三十四条の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第三十四条又は第三十五条の規定により第三条の認可を取り消したとき。

三 前条の規定により第三条の認可がその効力を失つたとき。

（共済契約の移転等に係る公告の期間）

第六十条 共済団体は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日までの間、継続して当該各号に規定する方法による公告をしなければならない。

一 第三十七条において読み替えて準用する保険業法第三百三十七条第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法によりするとき。

二 第三十七条又は第三十九条又は第四十七条第一項及び第二項においてそれぞれ読み替えて準用する保険業法第一百四十六条第一項若しくは第百五十五条第一項又は第百六十六条第一項の規定による公告

（行政庁）

四 第四十三条の規定による公告

（行政庁）

五 第五十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第五十三条第二項において準用する第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 第五十三条第二項において準用する第三十条第一項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十一条 この法律及びこの法律において準用する保険業法における行政庁は、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県知事、その他の共済団体については厚生労働大臣とする。

（厚生労働省令への委任）

第六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するために必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（権限の委任）

第六十三条 この法律及びこの法律において準用する保険業法による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に行わせることができる。

（経過措置）

第六十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に従い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（罰則）

第六章

二 不正の手段により第三条の認可を受けたとき。

二 第八条の規定に違反して、他人に共済事業を行わせたとき。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条第一項又は第三十四条（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第五十七条第一項の規定により第三条の規定による認可に付した条件に違反したとき。

一般財團法人が第三条の認可を受ける場合において、当該認可を行ふ行政庁が、厚生労働省令で定めるところにより、当該一般財團法人又は一般財團法人が当該認可を受ける際現に附てている特定保険業が当該認可を受けようとする共済事業と実質的に同一のものであると認めるときは、当該一般財團法人又は一般財團法人の行う特定保険業に係る保険契約並びに当該保険契約に係る保険契約者、被保険者及び保険金額を受け取るべき者並びに当該特定保険業に係る会計並びに当該会計に属する権利義務、平成十七年改正法附則第四条第一項の規定において読み替えて準用する保険業法第百十五条第一項の規定により積み立てられた価格変動準備金、同法第百十六条第一項の規定により積み立てられた責任準備金及び同法第百十七条第一項の規定により積み立てられた支払備金は、厚生労働省令で定めるところにより、当該認可の日において、それぞれ当該一般財團法人又は一般財團法人が当該認可を受けて行う共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約の共済契約者、被共済者及び共済金額を受け取るべき者並びに当該共済事業に係る会計並びに当該会計に属する権利義務、第二十二条第一項の規定により積み立てられた価格変動準備金、第二十三条第一項の規定により積み立てられた責任準備金及び第二十四条第一項の規定により積み立てられた支払備金となるものとする。この場合において、当該一般財團法人又は一般財團法人は、当該認可の日に当該特定保険業を廃止したものとみなす。

2 第二十条の規定は、前項の規定の適用を受ける一般財團法人又は一般財團法人について、適用しない。

(共済事業の認可の拒否に関する経過措置)

第三条 当分の間、第六条第一号二、ホ並びにヘ(1)、(4)及び(5)の規定の適用について

は、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる規定に該当する者とみなす。

一 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない一般財團法人又は一般財團法人 第六条第一号二

二 平成十七年改正法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号において同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない一般財團法人又は一般財團法人 第六条第一号二

三 平成十七年改正法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない

者 第六条第一号ヘ(1)
四 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を受けて特定保険業を行ふ者をいう。以下この号において同じ。）が、平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者 第六条第一号ヘ(4)
五 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三条の規定により解任を命ぜられた理事又は監事で、その処分の日から五年を経過しない者 第六条第一号ヘ(5)
(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、第五十四条第一項及び第二項の規定により銀行等が行う共済募集の状況を踏まえ、共済契約者等の一層の保護の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 (施行期日)
この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)